

## 公募にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、市と受託者で変更金額等について協議を行いますので、様式1を提出してください。